

ご存じですか？ 農地の転用には 許可が必要です



「自分の土地なら、許可や届出などしなくても、自由に転用しても良いのではないか」と思っておられる方はありませんか？

自分の土地でも、農地を転用する場合は「農地法」に基づく許可が必要です。農地転用の許可制度は、計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することを目的としています。

農地転用とは

農地を農地でなくすことで、住宅用地や工場用地、道路、山林などの農業以外の目的に転換することをいいます。

一時的な農地転用も

農地を一時的に資材置場、残土置場などとして利用する場合も許可が必要です。

転用手続きの前に

確認を

町内の多くの農地は、農業振興地域農用地区域の指定を受け、その区域内の農地は原則として転用は認められません。その区域内の農地を転用するためには、まず農用地区域の除外手続きが必要です。転用予定地が農用地区域内であるかどうかは、農林水産課までお問い合わせください。

農地転用の手続き

該当農地が農用地区域からの除外ができていれば、農業委員会に転用許可申請ができます。申請にかかる必要書類、受付締切などご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

無断転用は

処罰されます

「耕作もしていない農地だから」「一時的なものだから」と安易な考えで無許可や無届けのまま農地以外に利用すると、農地法に基づき処罰される事態にもなりかねません。

まずは相談を…

- 農地の売買・貸借・転用を行う場合は
☎0858・58・6115
農業委員会事務局(中山支所内)
- 農業振興地域に関することは
☎0858・58・6116
農林水産課(中山支所内)

農業委員 相談日

農業委員が農地に関する相談を受けます。

■中山会場(中山支所 農委相談室)
5月7日(水)
6月5日(木)
7月7日(月)

■名和会場(名和公民館第2会議室)
5月15日(木)
6月16日(月)
7月15日(火)

■大山会場(天山支所、4月は会議室・2、5月以降は小会議室)
4月25日(金)
5月26日(月)
6月25日(水)
7月18日(金)

☆時間はいずれも午後1時30分～午後4時

◆問い合わせ先
農業委員会(中山支所内)
☎0858・58・6115

子どもの 予防接種委託医療 機関の変更について

該当の皆様には、「子どもの予防接種実施医療機関名簿」をすでにお配りしていますが、4月1日から、この名簿から削除となる医療機関がありますので、予防接種予約の際にお間違えないようお願いいたします。

子どもの予防接種を取り扱わないことになった医療機関

- 竹田内科医院
(米子市昭和町30・3)
- 足立内科医院
(境港市幸神町220)
- 医療法人南家医院
(境港市渡町1480)

子どもの予防接種は取り扱わないが、麻しん・風しん3期、4期は実施される医療機関
大山診療所
(大山町今在家475)

◆問い合わせ先
福祉保健課 予防接種担当
☎0859・54・5207